

悪質な「点検商法」にご注意ください！

<相談事例>

近所で工事をしている業者から突然訪問を受け、「屋根が浮いている。工事した方が良い」と勧められ、100万円の屋根修理工事を契約してしまったが、キャンセルしたい。(80歳代 男性)

突然業者が訪問し、屋根の無料点検と称して、わざと屋根や瓦を壊して修理工事を行うよう迫ったり、高額な工事費を提示して契約させるなど、悪質な「点検商法」が昨年度、全国で4年前と比べ**約3倍に増えています**。



<アドバイス>

- 典型的な勧誘トークを事前に知っておくことで、被害を防ぐことができます。

- 訪問・点検のきっかけとなるトーク → (例)「近所の工事の挨拶に伺いました。」
- 消費者の負担が軽くなると思わせるトーク → (例)「無料で点検しますよ。」
- 消費者の不安をおおるトーク → (例)「このままだと屋根が飛んで雨漏りしますよ。」
(例)「瓦が飛んでご近所さんにも迷惑が…。」

- 突然訪問してきた業者には、安易に点検させないようにしましょう。
- 少しでも不安を感じたら、消費生活センターに相談しましょう。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】 ☎861-0999

小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500

小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610

八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎188(いやや)

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)



まもりん



みもりん